

令和 4 年度活動方針・活動計画(案)について

はじめに

昨年度は、コロナ禍の中、感染拡大防止が最優先の特別な事情の中、自立支援協議会を開催できませんでした。

通常の活動が制限されている中、感染拡大防止を最優先に努めながら、出来ることをひとつひとつこなしながら、協議会を前進させられるよう協力して取り組みます。

令和 4 年度活動方針

今年度の協議会の活動方針を以下の 2 つ課題、8 つの項目を掲げて取り組んでまいります。

1. 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の推進
 - (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - (3) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (4) 相談支援体制の充実・強化等
 - (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
2. 協議会の組織・機能の強化に向けた取り組み
 - (1) 事務局会議機能の充実・強化に向けた取り組み
 - (2) 定例会、各種会議、専門部会の充実
 - (3) 個別支援会議の充実・情報集約

1 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の推進

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築に向け取り組みます。

(2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活拠点整備とは、障がい児（者）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを言います。

その目的は、具体的に 2 つの目的を持ちます。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からＧＨ、一人暮らし等への生活の場の移行を
しやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

宜野湾市の方針は、近隣市町村等に立地する複数の社会資源（複数の機関）が分担して
機能を担う体制の「面的整備型」をめざしています。

今年度は、地域の実情に応じた整備として、緊急時の相談体制、受け入れ・対応する機能を
先に整備して、他の機能も順次、面的に整備していく方向を目指します。

- | |
|--|
| ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場
④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり |
|--|

※修正加筆

（３）福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、
障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、**離職後フォロー**の
支援などを進めます。

**障がい福祉サービス事業所及びその他の関係機関の連携、支援体制を構築し、雇用促進と職
場定着、生活の質の向上に取り組めます。**

**障がいのある方が、日々の暮らしの中で生き生きと目標に向かって進める環境の整備を図り、生
活の質の向上を目指した取り組みを推進します。**

（４）相談支援体制の充実・強化等

令和４年度中に基幹相談支援センターを市の直営で設置し、基幹相談支援、委託相談支
援、指定特定相談支援、一般相談支援の役割を明確化し、連携強化を図ります。

（５）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行に伴い、市は、医療的ケア
児に係る施策を実施する責務を有することとなりました。医療的ケア児に対する総合的な支援体
制の構築に向け、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。

具体的には、医療的ケア児実態調査、医療的ケア児等支援協議会の設置などを取り組みま
す。調査結果を基に、次年度以降は、支援策等の検討を進めていきます。

2. 協議会の組織・機能の強化に向けた取り組み

(1) 事務局会議機能の充実・強化に向けた取り組み

協議会の運営に関して協議し、協議事項、資料の作成整備や協議会の調整機能を果たすために事務局会議を設置します。

そのために今年度は、以下のことを取り組んでいきます。

- ① 事務局会議の役割の明確化・組織化
- ② 会議の定例化
- ③ 業務フローの整備と役割の定着化
- ④ 協議会・定例会の調整

(2) 定例会、各種会議、専門部会の充実

課題を明確にし、計画的に調査・協議を重ね、事務局会議、定例会、協議会、行政へ結果を報告していくように努めます。部会で提案された事項が協議会で協議される仕組みを構築していきます。

そのためには、事務局会議、個別支援会議と連動させ、課題解決に向け、共通認識の下、並行して取り組んでいけるようにしなければなりません。

すぐに改善出来る課題、出来ない課題、中長期的課題、市全体の課題ごとに協議会へ提起していく仕組みを構築します。

(3) 個別支援会議の充実・情報集約

個別支援会議は、自立支援協議会の命綱と表現されます。これまで、障害者（児）の支援に関して必要な時期に関係機関の関係者が集まって開催されてきました。

さらに個別支援会議の充実を図るために、個別支援ケースの支援内容の情報を集約、蓄積させる仕組みと課題の整理を進めていく必要があります。

そのために、意識的に個別支援会議の情報を集約する仕組みを構築します。その中から、現状で出来ないことの確認と共有化し、地域の課題として取り組むべき課題は協議会へ上げていくようにする仕組みを整えます。そして、短期的課題、中長期的課題を整理し、目標を設定し、必要に応じて、部会へ課題を提起していきます。

会議の議事録をまとめ、事務局会議、定例会、協議会、行政へ報告していきます。

令和 4 年度活動計画

(1) 協議会

会議	開催時期	協議事項（予定）
第 1 回	令和 4 年 6 月	(1) 役員選出 会長 1 名・副会長 1 名 (2) 自立支援協議会の説明及び令和 4 年度活動方針・活動計画について (3) 専門部会の設置について (4) 部会長の指名 (5) 医療的ケア児等支援協議会の設置について (6) 基幹相談支援センター設置について (7) 今後の日程について
第 2 回	令和 4 年 9 月～11 月	(1) 地域生活拠点整備について (2) 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の進捗状況 (3) 専門部会の報告 (4) 医療的ケア児実態調査中間報告 (5) 委託事業の評価について
第 3 回	令和 5 年 1 月～2 月	(1) 医療的ケア児等実態調査報告 (2) 専門部会の報告 (3) 次年度の取り組みについて

※内容は変更される場合があります。

(2) 専門部会

部 会	課 題
住まい暮らし部会	○地域生活拠点整備の推進 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた調査、検討 ○精神科病院や障害児・者入所施設退所後の地域移行促進の支援体制の構築 ○福祉避難所の設置に向けた調査、検討 など
権利擁護部会	○権利擁護、障がい福祉に関する理解促進、啓発事業の充実 ○成年後見制度の利用支援
就労部会	○一般就労への移行推進 ○障害者優先調達の推進
保育・教育・療育部会	○障がい児支援の課題への取り組み ・医療的ケア児等の支援の充実

(3) 定例会・事務局会議

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域ネットワークの構築と相談支援機能の充実に向けた取り組み
 - (1) 相談支援体制の構築
 - (2) 地域資源の組織化・情報共有化
 - (3) 関係機関と行政のコミュニケーションづくり
- 協議会の組織・機能の強化に向けた取り組み
 - (1) 事務局会議機能の充実・強化に向けた取り組み
 - (2) 定例会、各種会議、専門部会の充実
 - (3) 個別支援会議の充実・情報集約

(4) 連絡会議等の組織化

- 相談支援事業所連絡会
- 訓練系・就労系サービス事業所連絡会
- 訪問系サービス事業所連絡会
- 居住支援系サービス事業所連絡会
- 日中活動系サービス事業所連絡会